

参議院議員通常選挙 公営ポスター掲示場設置・管理・撤去工事仕様書

1 適用

本仕様書は、第27回参議院議員通常選挙の公営ポスター掲示場設置・管理・撤去工事に適用する。

2 請負者の義務

- (1) 請負者は、工事施工にあたり諸法規・諸法令を遵守し、運用は請負者の負担と責任において行わなければならない。
- (2) 請負者は、契約書で特に定める場合を除き、工事施工に伴って生ずる全ての損害苦情及び負担の責任を負うものとする。請負者は、市が当該工事の検査を行うまで掲示板を自費で管理し、責任を持たなければならない。
- (3) 請負者は、掲示板を市の指定する掲示板設置位置に設置すること。特に壁掛けや杭打などで民地に設置するときは、所有者に承諾を受けること（民地以外であっても、車庫や門扉等の付近に設置する場合は、所有者に確認してもらうこと。）。
- (4) 請負者は、工事の施工中、第三者に対して人身事故または家屋、自動車などに損害を与えたときは、その賠償の責任を負わなければならない。
- (5) 工事期間中に事故、災害などが発生したときは速やかにその原因、処置、被害状況について遅滞なく発注者に報告すること。
- (6) 工事に関する掲示板、壁掛用金具、鉄脚は選挙管理委員会から支給するものとする。ただし、仮設（1箇所）で使用する単管等の機材は請負者で用意すること。
- (7) 掲示板の設置は令和7年6月16日（月）以降に開始し、遅くとも令和7年6月26日（水）までに完成すること。
- (8) 掲示板の撤去は令和7年7月30日（水）までに終了し、撤去日のわかる報告書を提出すること。
- (9) 掲示板の撤去後、壁掛用金具・鉄脚以外は請負者側で処分すること（設置・撤去の際には、番線・釘等を放置することのないよう回収すること。）。
- (10) 想定される選挙期日（令和7年7月20日）に変更があった場合は設置完了日や撤去完了日に変更が生じる場合がある。

